

内部統制基本方針

大栄環境株式会社（以下「親会社」という）及びその子会社で構成される大栄環境グループ（以下「当社グループ」と総称する）は、経営理念を具現化するために、当社グループの組織の構築、規程の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを適切に行う体制として、以下の基本方針にしたがって内部統制システムを整備することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図る。

なお、この方針において「社長」、「取締役」、「監査等委員」、「監査役」、「使用人」とは、当社グループに属する各社の社長、取締役、監査等委員、監査役、使用人をいい、「子会社」とは、当社グループに属する子会社をいう。

1. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループとしてのガバナンス体制構築のため、子会社管理の担当部門と権限、担当役員・執行役員を定める。
- (2) 「関係会社管理規程」を定め、子会社管理の基本方針を明確にし、子会社管理部門は各子会社の経営上の重要事項について事前に承認・報告を受ける。
- (3) 親会社の担当役員・執行役員は、定期的に親会社の取締役会に業務執行状況・財務状況等を報告する。
- (4) 親会社の監査室による子会社の監査を実施する。
- (5) 危機発生時における親会社への連絡体制を整備する。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が遵守すべき具体的行動基準として「大栄環境グループ・ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を制定し、定款及び「リスク管理・コンプライアンス規程」その他の社内規程を遵守し、行動する。特に反社会的勢力との関係遮断については、「反社会的勢力排除規程」等の社内規程を整備し、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
- (2) 法令や定款に違反する行為を早期に識別し、適切な対応を図るため、「内部通報制度規程」を制定し、内部通報体制を構築するとともに、全役職員等を対象とした年1回の研修等を通じて、周知徹底を図る。
- (3) 取締役は、重大な法令違反その他社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに親会社の監査等委員会（監査役を置く子会社については監査役）に報告するとともに、遅滞なく取締役会（子会社については取締役会及び親会社の取締役会）に報告する（取締役会を置かない子会社については、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく親会社の取締役会に報告する）。
- (4) 親会社は、当社グループの被監査部門から独立した監査室を設置し、内部監査体制を整備する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに取締役会を月次で開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項及び社長、執行役員、部門長に委任される事項を規定する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について、法令及び「文書取扱規程」に従い、定められた期間、保存・管理する。

5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- (1) 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとする。
- (2) 親会社の経営管理本部総務部を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

6. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) 当社グループの財務報告に関する内部統制を整備し、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、財務報告の信頼性を確保する。

7. 監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、親会社の監査等委員からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

8. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

親会社の監査等委員会は、「監査等委員会規程」にしたがい、親会社の監査等委員の職務を補助すべき使用人を配置する。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 親会社の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、重要な会議への出席、社長との意見交換及び会計監査人との連携を行う。

(2) 親会社の監査等委員は、親会社の監査室と連携し、各部・事業所及び当社グループ子会社への往査を適時実施する。

10. 所管

この基本方針の所管は、親会社の経営管理本部とする。

11. 改廃

この基本方針の改廃は、別に定める「規程管理規程」によるものとする。